

## メディカルコントロール体制下での救急業務における安全管理ガイドライン

大阪府救急医療対策審議会  
救急業務高度化推進に関する部会

## 第1 総則

## 1 目的

このガイドラインは、救急活動における医療事故（以下「救急活動医療事故」という。）が発生した場合の対応について、医療事故という特殊性に鑑み、原因究明や再発防止のための助言等メディカルコントロール体制の関与について定めることにより、救急業務の質の向上に資することを目的とする。なお、本ガイドラインは傷病者を対象としたメディカルコントロール体制下における救急活動中の医療事故への対応について示しており、医学的検証の必要がない業務上の事故の対応や公表に関する基準等については、消防本部（局）又は自治体の定める事故対応要領等に準じ対応するものとする。

## 2 定義と分類

救急活動医療事故とは、次の各号の定めるところによる。

## (1) インシデント

医療事故へ発展する可能性があった潜在的事例。具体的には、実施されていなくても実施されれば何らかの障害が予測された事故や、実施されたが結果として障害を及ぼすに至らなかった不適切な事故、結果として比較的軽微な障害を及ぼした事故を指す。下記表のレベル0～3aを指す。

## (2) アクシデント

救急活動における不適切な行為（不作為を含む）が結果として意図しない障害を生じ、その経過が一定以上の影響を与えた事故を言う。下記表のレベル3b以上を指す。

影響レベル	分類	傷病の程度	継続性	内容
レベル0	インシデント	なし	一過性	傷病者へは実施されなかったが、仮に実施されたとすれば救急活動医療事故となる恐れがあった事象。
レベル1		なし		傷病者へは実施されたが、傷病者に悪影響を及ぼすには至らなかった不適切な事象。
レベル2		軽度		不適切な判断もしくは行為により、軽微な影響を及ぼした事象。
レベル3a		中等度		不適切な判断もしくは行為により、治療を必要とした事象。
レベル3b	アクシデント	高度	永続的	救急活動医療事故により、継続的な治療が必要となった事象。
レベル4		中等度～高度		救急活動医療事故により、長期的な療養や永続的な障害が発生した事象。
レベル5		高度		救急活動医療事故により、死亡事象が発生した事象。
その他				手順等遵守違反、自傷行為、クレーム、盗難、発注ミスなど。

## 第2 影響レベルの評価

### 1 評価

各消防本部（局）の救急活動における検証業務を担当する責任者（以下「検証業務担当責任者」という。）は、救急活動医療事故が発生した場合、救急隊からの報告及び救急活動記録をもとに活動内容を検証し、影響レベルを評価する。

### 2 報告

検証業務担当責任者は、影響レベルに応じ、通常検証事案又は特別検証事案のいずれに該当するかを判断し、メディカルコントロール協議会会長に報告する。

## 第3 医学的検証

救急活動医療事故は、影響レベルに応じて次のとおり医学的検証を実施する。ただし、影響レベル2以下の事案については、消防本部（局）内での対応とし、その結果を定期的にメディカルコントロール協議会に報告するものとする。

- (1) 通常検証事案は、通常の救急活動検証会議に提出し医学的検証を実施する。
- (2) 特別検証事案は、緊急に特別検証会議を開催し、個別に原因究明及び再発防止について医学的検証を実施する。

## 第4 特別検証会議

メディカルコントロール協議会会長は、アクシデント及び特に検証が必要と判断されたインシデントについて、次の各号の定めるところにより緊急に特別検証会議を開催する。

- (1) 特別検証会議の構成員は、予めメディカルコントロール協議会会長が指名し、定めておくものとする。ただし、事案の内容に応じて構成員を追加できるものとする。
- (2) 特別検証会議は、原因の分析及びその再発防止対策を緊急に協議する。
- (3) 特別検証会議は、関与した救急隊員及びその上司並びに搬送先医療機関の医師等に出席を求めることができる。
- (4) 特別検証会議の結果については、メディカルコントロール協議会及び大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会（以下「高度化部会」という。）に報告するものとする。

## 第5 第三者委員会

### 1 要請

メディカルコントロール協議会会長は、レベル4以上のアクシデント等社会的影響の大きい救急活動医療事故が発生した場合、速やかに原因を究明し再発防止を図るため、特別検証会議とは別に第三者委員会を設置するよう消防本部（局）に要請することができる。

### 2 第三者委員会の設置

消防本部（局）は、前項の要請に応じるよう努めなければならない。また、第三者委員会を設置する場合は、その結果についてメディカルコントロール協議会及び高度化部会に報告するものとする。

## 第6 その他

このガイドラインに定めるもののほか、救急活動医療事故の対応に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

このガイドラインは、令和 年 月 日から施行する。